
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）において、2022 年 12 月 23 日に閣議決定された「令和 5 年度税制改正の大綱」で示された考え方に基づくグローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正について、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定した。当該対応については、次のとおりとしている。
 - (1) 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討
 - (2) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討
3. 前項(2)については、2023 年 3 月 31 日に、実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 44 号」という。）を公表し、当委員会が実務対応報告第 44 号における当面の取扱いの適用を終了するまでの間、税効果会計の適用にあたっては、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととした。また、前項(1)については、今後、検討することとしていた。
4. その後、第 85 回税効果会計専門委員会（2023 年 7 月 31 日）では次の点について検討を行った。
 - (1) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応として、会計基準等の改正について検討すべき当期税金に関する主な論点

- (2) 繰延税金の取扱いとして実務対応報告第 44 号の当面の取扱いを継続するかどうか
- 5. また、第 86 回税効果会計専門委員会（2023 年 8 月 23 日開催）では、グローバル・ミニマム課税に関する表示及び開示に係る主な論点について検討を行った。
- 6. なお、第 85 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見は審議事項(4)-5 に記載している。

本日の審議事項

- 7. 本日の委員会では、次の項目についてご意見をお伺いしたい。
 - (1) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応として、会計基準等の改正について検討すべき当期税金に関する次の主な論点（審議事項(4)-2）
 - ① 連結財務諸表及び個別財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税の表示
 - ② 法人税等（当期税金）の計上時期及び見積りの取扱い
 - (2) 繰延税金の取扱いとして実務対応報告第 44 号の当面の取扱いを継続するかどうか（審議事項(4)-3）
 - (3) グローバル・ミニマム課税に関する表示及び開示に係る次の主な論点（審議事項(4)-4）
 - ① 貸借対照表における未払法人税等の流動・固定分類
 - ② 損益計算書における法人税等の区分表示又は開示

以 上